議案第６３号

木祖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を別案のように改正する。

よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年１１月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年木祖村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び」を「、」に改め、「期末手当」の次に「、勤勉手当、扶養手当報酬及び住居手当報酬」を加える。

第5条第2項中「第10条」を「第12条」に改める。

第15条を第17条とし、第10条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条第1項中「及び」を「、」に改め、「夜間勤務割増報酬」の次に「、扶養手当報酬及び住居手当報酬」を加え、同条を第11条とする。

第8条の2の次に次の2条を加える。

（扶養手当報酬）

第9条　パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）であって、扶養親族のある者に対しては、定められた扶養手当報酬を支給する。

2　扶養親族の範囲と扶養手当報酬の額は、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（住居手当報酬）

第10条　パートタイム会計年度任用職員であって、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている者（村長が設置する公舎を貸与され、使用料を支払つている職員その他村長が定める職員を除く。）に対して支給する。

2　住居手当報酬の額は、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　第1項の規定による改正後の木祖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年10月1日から適用する。

木祖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年木祖村条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（報酬） 第3条　（略） 2　パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。 3　（略） （時間外勤務報酬） 第5条　（略） 2　時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。	（報酬） 第3条　（略） 2　パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、期末手当、勤勉手当、扶養手当報酬及び住居手当報酬並びに費用弁償を支給する。 3　（略） （時間外勤務報酬） 第5条　（略） 2　時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。 （扶養手当報酬） 第9条　パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）であって、扶養親族のあ

	る者に対しては、定められた扶養手当報酬を支給する。 2　扶養親族の範囲と扶養手当報酬の額は、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 （住居手当報酬） 第10条　パートタイム会計年度任用職員であって、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている者（村長が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他村長が定める職員を除く。）に対して支給する。 2　住居手当報酬の額は、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。
（報酬の支給方法等） 第9条　パートタイム会計年度任用職員の報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬を含む。以下この条において同じ。）は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。 2～4　（略） （勤務1時間当たりの報酬額の算出） 第10条　（略） （報酬の減額） 第11条　（略） （報酬からの控除） 第12条　（略） （通勤に係る費用）	（報酬の支給方法等） 第11条　パートタイム会計年度任用職員の報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、扶養手当報酬及び住居手当報酬を含む。以下この条において同じ。）は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。 2～4　（略） （勤務1時間当たりの報酬額の算出） 第12条　（略） （報酬の減額） 第13条　（略） （報酬からの控除） 第14条　（略） （通勤に係る費用）

第13条　（略） （出張に係る費用の弁償） 第14条　（略） （委任） 第15条　（略）	第15条　（略） （出張に係る費用の弁償） 第16条　（略） （委任） 第17条　（略）